

確定申告書等は、自分で正しく作成して、早めに提出しましょう

問 昭和税務署 ☎052-881-8171 (記事ID 3311)

HPを見る

平成30年分の所得税および復興特別所得税の確定申告、贈与税の申告書の提出期限・納付期限は3月15日(金)、個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告書の提出期限・納付期限は4月1日(月)です。

※確定申告が不要でも、市民税・県民税の申告が必要な場合があります。市民税・県民税の申告については、広報1月号の10、11ページに掲載しています。詳しくは、税務課(☎ 56-0608)まで。

お知らせ

スマホで申告できます

平成31年1月以降、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」でスマートフォンによる申告書の作成ができます。

「確定申告書等作成コーナー」では、税額などは自動計算され、受付時間の制限や待ち時間もありません。

税務署でID・パスワードを取得
(過去に取得している場合はそちらをご利用いただけます。)

スマートフォンで「確定申告書等作成コーナー」にアクセスし、案内に従って申告内容を入力

作成した申告書をデータ送信(e-TAX)または印刷して郵送で提出

スマートフォンによる申告は下記からご利用ください。
「確定申告書等作成コーナー」<http://www.keisan.nta.go.jp>
※パソコンによる申告も引き続き利用できます。



所得税の確定申告をしなければならない人

■ 事業所得・不動産所得・一時所得(生命保険の満期金など)等がある場合

平成30年中の事業所得など各種所得金額の合計額が社会保険料控除など各種所得控除額の合計額を超える人

■ 給与所得がある場合

- 平成30年中の給与の収入金額が2,000万円を超える人
- 給与を1カ所から受けている人で、給与所得や退職所得以外の各種所得金額の合計額が20万円を超える人
- 給与を2カ所以上から受けている人で、年末調整をされなかった給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の各種所得金額との合計額が20万円を超える人

■ 年金所得がある場合

公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引くと残額がある人(ただし、公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の各種の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告は必要ありません)。

※所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、所得税及び復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

■ 譲渡所得がある場合

土地や建物などを売った時(交換を含む)は、確定申告が必要です。

申告をすれば所得税が戻ることがある人

多額な医療費を支払った人や平成30年中に中途退職し、年末調整が済んでいない人等は、確定申告をすると源泉徴収(天引き)された所得税が戻ることがあります。

なお、ふるさと納税を6団体以上の自治体に行った人やワンストップ特例の申請をしていない人は、寄附金の控除を受けるためには確定申告が必要です。

その他詳細は、国税庁ホームページや「所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」等でご確認ください。

